

会議案第1号

芽室町議会基本条例中一部改正の件

芽室町議会基本条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和8年5月1日提出

芽室町議会議会運営委員長 渡 辺 洋一郎

芽室町議会基本条例の一部を改正する条例

芽室町議会基本条例（平成25年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1号を加える。

（4） 芽室公園再整備基本計画

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

説 明

地方自治法第96条第2項に基づき、芽室公園再整備基本計画を議決事件として定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

芽室町議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(議決事項の拡大)</p> <p>第14条 議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第2項の議決事件について、次のとおり定めます。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p><u>(4) 芽室公園再整備基本計画</u></p> <p style="padding-left: 2em;">附 則</p> <p><u>この条例は、令和8年5月1日から施行する。</u></p>	<p>(議決事項の拡大)</p> <p>第14条 議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第2項の議決事件について、次のとおり定めます。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p>